

枚 監 査 第 2 0 5 号
平成 2 5 年 3 月 4 日

様

枚方市監査委員

勝 山 武 彦
久 野 邦 広
前 田 富 枝
梶 田 義 則

財政援助団体等監査及び随時監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査、及び同条第5項に基づく随時監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出する。

1. 監査の対象

(1) 財政援助団体等監査

[対象団体] 公益財団法人枚方体育協会

[対象事務]

①財政援助団体監査

平成24年度における補助金等に係る出納、その他の事務

②出資団体監査

平成24年度における事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

③公の施設の指定管理者監査

平成24年度における枚方市立総合スポーツセンター、渚市民体育館の事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 教育委員会社会教育部スポーツ振興課

[対象事務]

平成24年度における公益財団法人枚方体育協会に係る事務の執行

2. 監査の期間

平成24年11月1日から平成25年3月1日まで

3. 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況等の一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】＜社会教育部 スポーツ振興課＞

○公益財団法人枚方体育協会に対する補助金及び委託料について

一部の補助金について、回議書で決裁された交付時期から逸脱している事例があった。

また、平成23年度の一部の委託料については、委託契約書で定めた支払時期から大幅に遅延している事例が見受けられた。

そのほか、平成23年度の枚方ラグビーカーニバル運営委託事業について所定の契約手続きを経ずに、事業実施後に委託契約書が締結されていた。

これらの不適切な事務処理の原因を究明するとともに今後は内部統制の改善に努め、適正な補助金及び委託料の事務を執行するよう指摘する。

○使用料に係る事務処理について

総合スポーツセンター及び渚市民体育館の使用料について、枚方体育協会が市へ納入する期間が委託契約書で明確に定められているにもかかわらず、これを大幅に遅延した事務処理となっていた。

また、委託契約書に基づく徴収内容を示す計算書の確認を行うことなく、調定の事務処理が行われていた。

あらためて、委託契約書に基づく事務処理の徹底と枚方体育協会への監督指導を行うよう指摘する。

○指定管理運営業務のモニタリングと評価について

施設使用状況・使用料収納状況・事業実施状況等を記載した月次報告書を枚方体育協会が作成しているものの、市への毎月の報告が行われていない状況があった。

また、施設の立ち入り調査についても、平成23年度内に実施されておらず、所管部署として行うべきモニタリングが不十分な状況となっていた。

今後は、管理運営業務基本仕様書に基づき適時に業務報告を求め、業務遂行確認を行うよう指摘する。

【意見・要望事項】 < 社会教育部 スポーツ振興課 >

○公益財団法人枚方体育協会の指定管理事業（施設の管理状況）について

スポーツ振興課の所管施設である枚方市立総合スポーツセンター総合体育館は開設後29年（陸上競技場22年）、枚方市立市民体育館は15年経過しており、現在は枚方体育協会が指定管理者として管理運営している。

維持補修に係る市と指定管理者との費用負担区分については指定管理者基本協定書に定められているが、今後施設の老朽化による修繕費用の一層の増加が懸念されることから、施設の所管部署として、これまで以上に適時適切な修繕への対応を図るよう要望する。